

議案第 4 号

伊賀南部環境衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

伊賀南部環境衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例（昭和47年条例第8号）の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年 6月 1日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理 由

押印を求める手続の見直し等のため、所要の改正を行おうとする。これが、この議
案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
伊賀南部環境衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例（昭和47年条例第8号）の一部
を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削る。
別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。